

- ・厚生労働省、履歴書新様式例公開
- ・労働保険料の納期限、例年通り
- ・算定基礎届、4月入職者の記載方法

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## 厚生労働省が履歴書の新様式例を公開

厚生労働省では、これまで一般財団法人日本規格協会のJIS規格様式の履歴書様式例の使用を推奨してきましたが、日本規格協会が様式例から履歴書の様式例を削除したため、厚生労働省において新たな履歴書様式例を作成し公開しました。

### JIS規格様式例との相違点

- ①性別欄は[男・女]の選択ではなく任意記載(未記載可)
- ②「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の各項目なし

採用選考時に使用する履歴書の様式については、本様式例を参考にしつつ、公正な採用選考をするようにしましょう。また、履歴書の様式に本様式例と異なる記載欄を設ける場合は、公正な採用選考の観点に特に留意しましょう。

■厚生労働省履歴書様式例はこちら⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/11654000/000769665.pdf>

## 労働保険料の納付期限、今年度は延長なし

今年も労働保険の年度更新の時期がやってきました。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限が延長されましたが、今年度は例年通りの申告・納付期限となっています。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	2021年7月12日	2021年11月1日	2022年1月31日
口座振替納付日	2021年9月6日	2021年11月15日	2022年2月14日

6月1日から申告可能ですので、お早めに申告し、気づいたら納期限が過ぎていたということがないようにしましょう。

## 算定基礎届、4月入職者はどのように記載するの？



もうすぐ算定基礎届の時期ですが、年に1度のことなので毎年記入に悩んでしまいます。給与が20日締のため、4月入職者の4月給与は満額ありませんが、基礎日数は17日あります。これも算定に入れるのでしょうか。



①

給与支払対象期間の途中から入職し、入職月の給与額が1か月分の額とならない場合は途中入社月を算定の対象月から除いて計算を行います。つまり、ご質問のケースでは4月は算定対象月から除くこととなります。同様に5月入職者の場合は、5月給与は除き、6月入職者は算定対象外となります。備考欄には「途中入社」及び「その他」に○を付し、「資格取得年月日」を記入しましょう。



②

備考欄で○をつける際に「パート」と「短時間労働者」とありますが、違いがわかりません。



③

ここで言う「パート」は、1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上である方です。フルタイムの時給者はパートに該当しません。「短時間労働者」は、1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満、1か月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満、またはその両方の場合で、次の5つの要件全てに該当する被保険者となります。

- ①特定適用事業所(※)または国・地方公共団体に属する事業所に勤めている。
- ②週の所定労働時間が20時間以上である。
- ③雇用期間が1年以上見込まれる。
- ④賃金の月額が8.8万円以上である。
- ⑤学生ではない。



④

4月～6月に昇給する職員もいますが、算定基礎届と月額変更届では、どちらの標準報酬月額が優先されますか。

※特定適用事業所とは...厚生年金の適用事業所で厚生年金保険の被保険者の総数が、直近1年のうち6カ月以上500人を超える事業所



⑤

7月・8月・9月の随時改定に該当する場合は、随時改定により決定された標準報酬月額が優先されます。算定基礎届の提出後であっても、7月・8月・9月の随時改定に該当した場合は、月額変更届を提出します。

算定基礎届の提出期限は本年は7月12日ですが、期限を過ぎても提出は可能です。できる限り期限内に提出し、もし期限を過ぎてしまっても、忘れることなく提出するようにしましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2021.5.18

